

# 第3次魚沼市行政改革大綱

平成28年2月



## 目次

はじめに .....	1
<b>1 これまでの行政改革の取組について</b>	
(1) これまでの経緯 .....	2
(2) 取組の成果 .....	3
<b>2 行財政運営の現状と課題</b>	
(1) 人口 .....	4
(2) 行政運営 .....	5
(3) 財政状況 .....	5
(4) 行政改革の必要性 .....	7
<b>3 大綱の基本方針</b>	
(1) 基本理念 .....	8
(2) 第3次大綱の位置づけ .....	8
(3) 第3次大綱の枠組み .....	9
(4) 推進期間 .....	9
(5) 基本的な考え方 .....	10
<b>4 大綱の基本目標</b>	
(1) 改革の視点 .....	12
(2) 改革の基本目標 .....	13
<b>5 大綱の推進計画 .....</b>	<b>15</b>
<b>6 行政改革の推進体制</b>	
(1) 庁内組織 .....	18
(2) 市民協働 .....	18
(3) 議会 .....	19

## はじめに

本市は、平成 26 年 11 月に市制施行 10 周年を迎えました。

この間、簡素で効率的な行財政運営及び行政サービスの質の維持向上等をめざし、平成 18 年度から平成 27 年度までの 2 次 10 年にわたって、市民の皆様方のご協力を得ながら行政改革に取り組んできました。その結果、組織のスリム化や事務事業の見直しを進めることで財政の健全化が図られるなど、一定程度の成果を収めることができました。

しかし、現状においては、全国的に人口減少や少子高齢化が進行しており、本市においてはその進行度が全国平均より早い状況にあります。また、それに伴う生産年齢人口の減少や老年人口の増加により、市税収入が横ばいの状況にある中で、今後は社会保障関係経費の増加が見込まれています。加えて、合併 10 年を経過した平成 27 年度から普通交付税の遞減措置が始まったことにより、本市の財政事情は、楽観視できる状況ではありません。

このようなことから、引き続き行政改革を継続することとし、この度平成 28 年度から始まる「第 3 次魚沼市行政改革大綱」を策定しました。

この第 3 次魚沼市行政改革大綱は、市の行政改革の指針となるものであり、厳しい行財政運営に直面しながらも、選択と集中の考えのもと、限られた資源を市民ニーズや社会情勢にあわせて効率的かつ効果的に配分することで、最少の経費で最大の効果をあげながら、活力と魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えています。

今後も山積する行政課題に対応するため、これまでの行政改革の成果を踏まえ、透明性・公平性を確保しながら、質の高い行政サービスを維持していくとともに、強固な財政基盤の確立に向け、引き続き全職員が一丸となって行政改革に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 28 年 2 月

魚沼市長 大平悦子

# 1 これまでの行政改革の取組について

## (1) これまでの経緯

本市においては、厳しい財政状況や地域経済の状況等を背景に、簡素で効率的な行財政運営、行政サービスの質の維持向上等をめざし、平成 18 年度から本格的に行政改革に取り組んできました。

本市における行政改革は、「大綱」によって行政改革の基本目標や基本的な考え方及び推進上の実施方針を定め、「集中改革プラン」によって具体的な実施項目を示しながら推進してきました。

平成 18 年 3 月には、「パートナーシップで創る参画と自立のまちづくり」をめざして、第 1 次となる「魚沼市行政改革大綱」（以下「第 1 次大綱」という。）及び「魚沼市集中改革プラン」（以下「第 1 次プラン」という。）を策定し、類似事業の整理統合をはじめとした事務事業の見直しや組織機構の改革等を実施しました。

また、平成 19 年 3 月には、第 1 次大綱等の改革を着実に進めるためのスケジュール等を示した「魚沼市集中改革プラン行動計画」を策定しました。

さらに、平成 22 年 3 月には、「かえよう かわろう 魚沼市」を基本理念に掲げた「第 2 次魚沼市行政改革大綱」（以下「第 2 次大綱」という。）及び「第 2 次魚沼市集中改革プラン」（以下「第 2 次プラン」という。）を策定し、第 1 次大綱及び第 1 次プランで実現できなかった点や反省を踏まえ、財政健全化を図るため、市債発行額及び人件費の抑制に努めながら、ひとつの大きな転換期である平成 27 年度から始まる、地方交付税の合併特例措置の逡減に備えて、行政改革を推進してきました。

## (2) 取組の成果

これまでの2次10年にわたって取り組んできた行政改革の成果としては、第1次大綱等において、補助金の見直しや普通財産の売却、公債費<sup>\*1</sup>の縮減などにより財政の健全化を図りました。また、合併により膨らんだ職員の総人件費の抑制を図るため、定員適正化計画を定めて、現在まで継続することで、当初から職員数が約190名減少するとともに、10億円以上の人件費を縮減しました。

さらに、第2次大綱等では、公共施設活性化指針を定めて、より一層の公共施設の統廃合や譲渡等による施設のスリム化を進め、合併以降、大小あわせて100施設以上の整理統合を行いました。また補助金交付基準を定め、補助金の効果的かつ適正な執行に努め、中間検証(H24年度決算)時点で6億5千万円の縮減を図りました。

しかし、第2次大綱等により示した歳出決算額等の成果指標が、国の経済対策や大規模建設事業等の投資的事業により歳出が膨らんだため、達成が難しくなっており、今後も、財政健全化に努めていく必要があります。

---

<sup>\*1</sup> 公債費：地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計(借入金の返済額)のこと。人件費、扶助費ともに義務的経費のひとつとなっている。

## 2 行財政運営の現状と課題

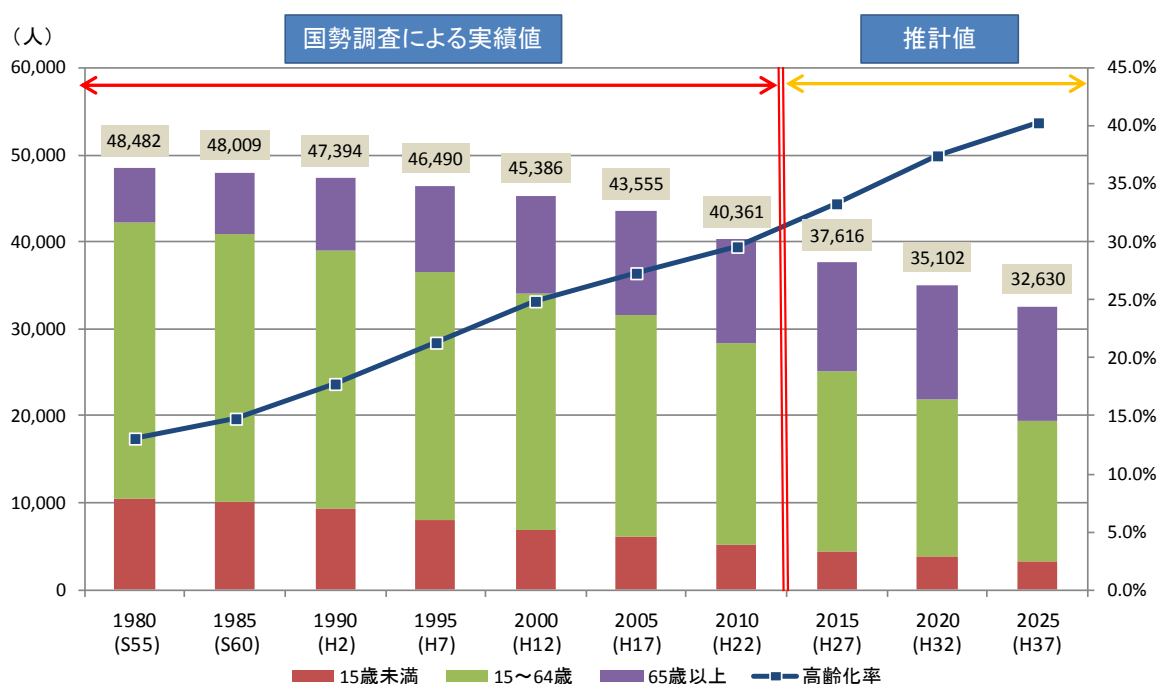
### (1) 人口

本市の人口は、1955年(昭和30年)の約6万1千人をピークに減少傾向に転じ、2010年(平成22年)の人口は約4万人となっています。

さらに、今後10年間ににおいても、総人口は引続き減少するものと推計されており、2025年(平成37年)の推計人口は約3万3千人となり、ピーク時(昭和30年)からおおよそ半減すると推計されています。

また、2010年(平成22年)における本市の年齢別人口別割合は、0～14歳の年少人口が12.9%、15～64歳の生産年齢人口が57.4%、65歳以上の老年人口が29.7%ですが、2025年(平成37年)には、少子高齢化の進行により、年少人口が10.1%、生産年齢人口が49.6%に低下する一方、老年人口は40.3%に増加し、人口構成が急激に変化することが推計されています。

今後は、これら人口減少や少子高齢化により、消費・税収の減少や社会保障費の増大が懸念されることから、人口減少に歯止めをかける施策の展開が課題となります。



※推計値は国立社会保障・人口問題研究所の推計人口

## (2) 行政運営

本市は、合併前に6町村がそれぞれ住民福祉の向上と地域振興のために建設した同じ機能を備えた類似施設が多くあります。

今後は、高度経済成長期などに建設された公共施設や道路・上下水道などのインフラの多くが更新<sup>\*2</sup>時期を迎えることになり、平成27年6月に作成した「魚沼市公共施設白書」において、全ての公共施設等をこれまでと同様に維持管理・更新等とした場合は、これまでの2.4倍の費用が毎年かかってくるという試算がされており、その更新等の費用の捻出が課題となります。

さらに、これまでの改革により施設数は縮減されているものの、未だ市内においては同じ機能を備えた類似施設が多く、同規模の他自治体と比べても公共施設全体の延床面積が大きくなっています。今後、大規模改修が必要な施設や、耐用年数を過ぎて更新が必要な施設も多くあることから、財政面のみならず、安全安心の面からも引続き再編整理に取り組む必要があります。

これらのことから、公共施設等については、中長期的な展望を視野に入れた総合的な維持管理が必要となっています。

また、本市では行政改革の一環として職員の定員適正化計画を定め、職員数の適正化を図るとともに、人件費を大幅に縮減することができました。

しかし、地方分権改革に伴う権限委譲や、市民ニーズの高度化・多様化により事務量が増加している今日においては、今後これまでの手法又は体制で同じサービスを提供することは難しいため、これまで以上に組織及び業務の見直しを行い、行政サービスの質を維持していくことが課題となります。

## (3) 財政状況

### ア 実質公債費比率

実質公債費比率とは、資金繰りの危険度を示すもので、借入金の返済額(公債費)と、これに準ずる額の大きさを指標化したものです。自治体の収入に対する負債返済の割合を示し、3年間の平均値を使用します。

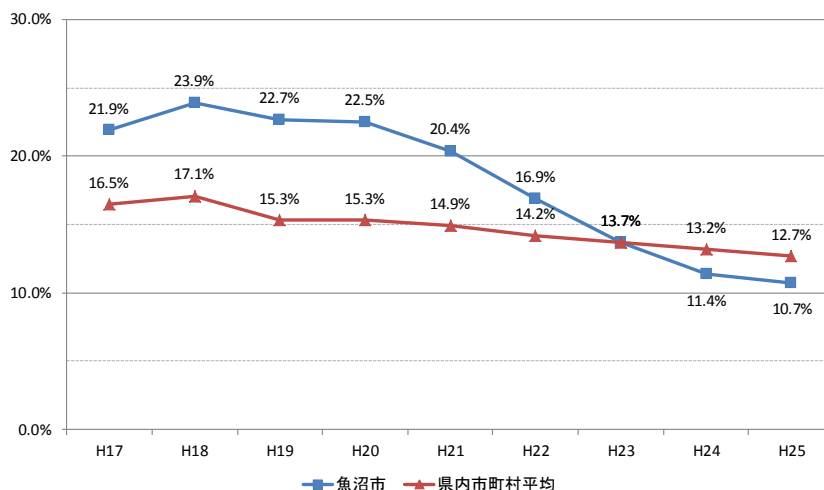
公債費やそれに準じた経費は、削減したり、先送りしたりすることができない義務的な経費です。この比率が高くなると財政の弾力性が低下し、他の投資的経費等を節減する必要があります。

---

<sup>\*2</sup>更新：公共施設及びインフラ整備において、耐用年数到来に伴い、機能が低下した公共施設等を、同程度の機能を有する公共施設等に再整備すること。

本市の実質公債費比率は、平成 18 年度の 23.9% をピークに下がっており、平成 25 年度決算時点では 10.7% (新潟県内 9 位/30 団体) と良好な数値となっています。

《実質公債費比率の推移》



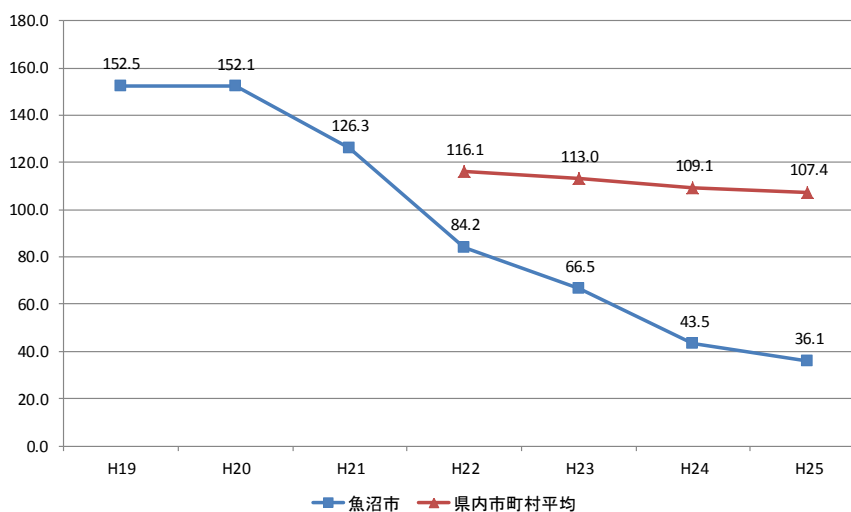
※総務省 HP「決算カード」より

## イ 将来負担比率

将来負担比率とは、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、公債費や将来に支払う可能性のある負担等について、現時点での残高の程度を指標化したものです。

本市の将来負担比率は、平成 19 年度の 152.5% をピークに下がっており、平成 25 年度決算時点では 36.1% (新潟県内 2 位/30 団体) と良好な数値となっています。

《将来負担比率の推移》



※総務省 HP「決算カード」より



実質公債費比率と将来負担比率は、それぞれ自治体財政の健全化を示す財政健全化判断比率のひとつであり、いずれも数値が低いほうが健全といえます。これまで、過疎債など、交付税の補てん措置が高い起債の借入れや借入れ総額の抑制等に努めてきたことで、現在は、いずれも良好な数値となっています。

しかし、本市においては、平成 27 年度から普通交付税の逡減措置が始まったことや、今後 10 年間に大規模建設事業が想定されることなどにより、しばらくの間は収入不足を基金の取崩しによって補うため、財政健全化判断比率も高くなります。また、平成 37 年度時点では大規模建設事業が完了する見込みですが、借入金の償還が始まることにより現在よりも比率が高くなることが想定されます。

#### (4) 行政改革の必要性

これまで述べた現状や課題から、今後も効率的で効果的な行政サービスを維持していくためには、行政運営の改革を継続していくことが必要です。

これまでの行政改革は、自主財源に乏しく、市債残高が多い本市において財源の有効活用を行うため、簡素で効率的な行政運営の実現をめざして取り組んできました。その成果としてコストの削減や民間委託の推進による事務の効率化など一定の効果を挙げてきました。しかし、本市の人口減少や少子高齢化の進行は早く、これまで以上に人口減少を食い止め、財政状況を好転させる施策に取り組み、歳出の見直し及び歳入を確保する対応が求められています。

したがって、今後の行政改革においては、これまで進めてきた取組に加え、人材、施設、財源等の行政資源の効率的かつ効果的な活用を進め、人口減少問題、普通交付税の逡減及び市民ニーズの高度化・多様化といった各種の課題に迅速に対応できる行政運営を推進するとともに、創意工夫をこらした行政サービスを展開し、より質の高い取組が必要です。

また、これまでの行政改革等において目標を達成できていない計画等についても、その経過を詳細に検証し、関係者の合意形成を図りながら、着実に進めていく必要があります。

## 3 大綱の基本方針

### (1) 基本理念

『 社会の変化に対応し、未来へつなげよう魚沼市 』

第3次魚沼市行政改革大綱（以下「第3次大綱」という。）においては、合併から10年が経過し、今後もめまぐるしく変わる社会情勢や行政課題に柔軟に対応しながら、未来へつなげていくため、常に現状を「変えて」いき、持続可能な行政運営をめざす必要があることから「社会の変化に対応し、未来へつなげよう魚沼市」を基本理念に掲げることとします。

また、総合計画に掲げる将来像の実現には、次の世代が担う10年先、20年先の「魚沼市としてあるべき姿」を見据えた施策を展開することが重要となります。

第3次大綱では、「市民起点の行政」「足腰の強い財政運営」「サービス提供の役割分担」の3つを「魚沼市としてのあるべき姿」として、めざすべき基本目標に定めることとします。

### (2) 第3次大綱の位置づけ

本市の行政改革は、人口減少、高齢化の急速な進行、財源不足等といった現状を意識しながらも、市民生活の安全安心の確保に努め、市民が将来に夢と希望を持てるような豊かなまちづくりを実現するためのものとしていく必要があります。

このため第3次大綱は、本市がめざす将来像である「人と四季がかがやく雪のくに」を実現するための第二次魚沼市総合計画(平成28年度～平成37年度)に示される、今後10年間の本市の進むべき方向性を効果的かつ効率的に実現するための行政改革の大きな柱と位置付けます。

### (3) 第3次大綱の枠組み

#### ア 第2次大綱の継承

本市の行政改革は、簡素で効率的な行政運営及び行政サービスの質の維持向上をめざして進めてきました。第3次大綱の基本理念や基本的な考え方については、第2次大綱の骨格部分を維持、継承しながら、さらなる市民生活の向上や行政運営の効率化を求めるものとします。

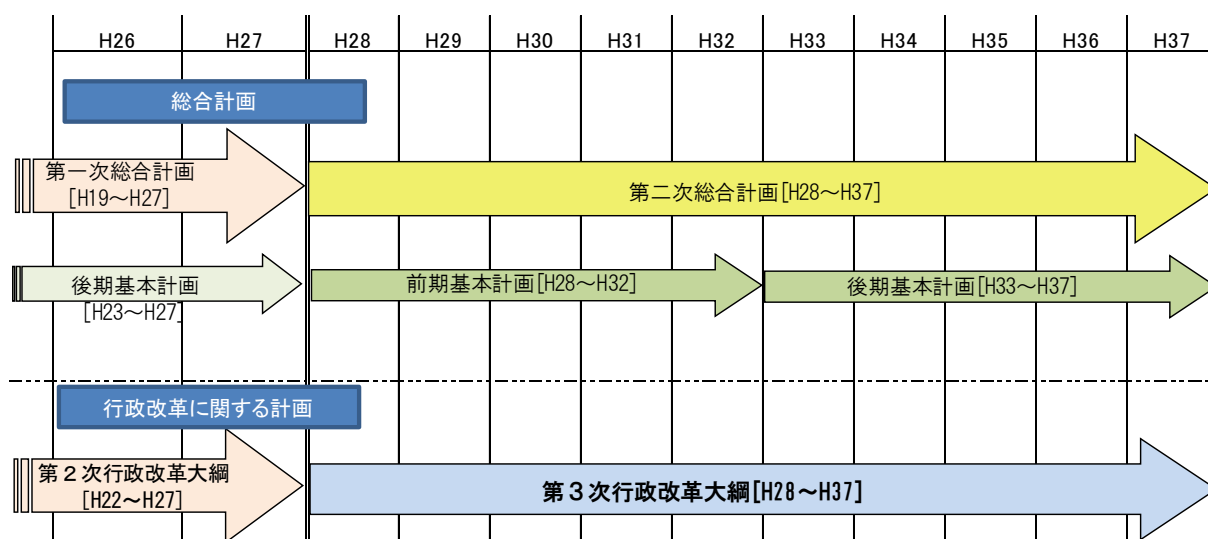
#### イ 構成

第3次大綱は、これまでの行政改革の取組を振り返り、現状と課題を把握した上で、基本方針の中で定めた基本理念を基に、それを踏まえた基本目標や実施計画にあたる推進計画、またその推進体制をもって構成します。

### (4) 推進期間

平成28年度～平成37年度までの10年間

行政改革は、総合計画と連携して推進する必要があることから、第3次大綱においては、第二次魚沼市総合計画との整合を図るため、その推進期間は、平成28年度からの10年間とします。



## (5) 基本的な考え方

以前にも増してめまぐるしく変わる社会情勢や行政課題に柔軟に対応し、将来に向けて持続できる行政運営をめざすためには、行財政資源の確保は欠かせません。

しかし、本市の財政状況は、これまでの行政改革等により合併時よりも改善しているとはいえ、普通交付税の逡減、少子高齢化による歳入の減少及び大規模建設事業による公債費の増大等が見込まれ、今後の状況によっては厳しい収支状況になることが懸念されます。

こうした中、これまで以上に財政の健全化に努めるとともに、着実に改革を実行していかなければなりません。

改革にあたっては、市民からの理解と協力が必要であることから、以下の考え方を踏まえながら進めていきます。

### ア 選択と集中の強化

大切にしたい分野や大事だと感じる施策は人それぞれに異なりますが、限りある行財政資源を有効活用するために、あらゆる人が満足できる施策展開はこれまで以上に難しくなっています。

多くの市民が共感できるニーズの“最大公約数”は重視しなければなりません。今やるべきことと今はガマンすべきことを見極める必要があります。そのためにも「選択と集中」の考えのもと、全ての施策に対してより一層優先順位を意識して、実施していくこととします。

### イ 不断の改革の推進

普通交付税の逡減が終了する平成 32 年度を見据えて財政の健全化を図り、また、第 3 次大綱の計画期間である平成 37 年度までに基本理念を実現するため、難題の解決や新たな取組を先送りすることなく、最適化を求めて常に改革を進めていくこととします。

## ウ PDCAサイクル<sup>\*3</sup>の実践

行政が行う事業は、それぞれに必要性や個別の事情を抱えているため、その内容精査には注意を払う必要がありますが、常に改善をしていかなければなりません。そのためPDCAサイクルなどの手法も用いて計画等を見直しながら、今後も事業の必要性、効率性、成果などを検証する行政評価を実施し、目的を達成した事務事業の廃止・縮小や類似する事業の統合、民間委託導入などの見直しを行うなどして、事務事業の整理合理化を推進していきます。



## エ 情報の有効活用

第2次大綱まで貴重な行財政資源として集中的に改革してきた、人・物・金に「情報」を加え、行政運営及び行政改革の状況などの情報を随時発信し、さらに公平性や公正性、透明性を高め、市民に理解と協力を求めています。

また、業務にも情報システムを有効活用し、効率的かつ効果的な事務事業を行っていきます。

<sup>\*3</sup> PDCA サイクル：「Plan(計画)-Do(実施・実行)-Check(点検・評価)-Action(処置・改善)」の4段階を順次行い、1周したら、最後のActionを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように1周ごとにサイクルを向上させて、継続的に業務改善していく手法。

## 4 大綱の基本目標

### (1) 改革の視点

将来に向けて力を注ぐべき分野を見極め「選択と集中」の考えに基づきメリハリのある政策決定をめざし、個々の改革の整合性や一貫性を確保するために横串となる改革の視点として、次の3項目を設定します。これらを念頭に置きながら、多角的な改革に取り組みます。

#### ア 行政サービスの質の維持向上

本市における行政改革の目的は、効率性を追求することはもちろんですが、その先にある市民福祉及び行政サービスの質の維持向上という成果をあげることにあり、それを充分認識した上で推進していきます。

#### イ 健全財政・効率化

今後も進行が懸念される市内人口の減少、特に少子化に伴う生産年齢人口の減少による市税の減収に加えて、高齢化に伴う社会保障関係費の増大などが想定される厳しい財政状況の中において、高度化・多様化する行政課題に適切に対応し、持続可能な行政運営を進めていくためには、引き続き財政の健全化・弾力化を推進することが重要です。これを踏まえ、最少の経費で最大の効果を挙げることを基本として、市民へ透明性の高い財政情報の提供に努めながら、歳出の見直し及び歳入の確保の方法などについて検討していきます。

#### ウ 市民・民間事業者等との連携

高度化・多様化した地域の課題は、今や行政だけで解決できるものではありません。公共的サービスの担い手として期待される市民、自治会、コミュニティ協議会、民間事業者等との連携や民間活力の導入を図り、地域課題に取り組む活動を通じた地域活性化も視野に入れながら、経費の削減と行政サービスの維持向上をめざすものとします。

## (2) 改革の基本目標

大綱の基本理念に掲げた「魚沼市としてあるべき姿」とした「市民起点の行政」「足腰の強い財政運営」「サービス提供の役割分担」の3つの基本目標について、今後もめまぐるしく変わる社会情勢や行政課題を的確に把握し、柔軟に対応しながら、魚沼市を未来へつなげていくため、常に現状を「変えて」いくことをキーワードに、持続可能な行政運営をめざします。

### ア 市民起点の行政：行政組織の風土を変える（組織の改革）

市民の視点や民間の発想を起点とし、前例踏襲や現状維持に留まらない事務執行を行い、行政課題に迅速・的確・柔軟に対応していきます。

行政サービスの質の維持向上の観点からは、市民視点や民間発想を取り入れることで、選択と集中の考えの中で、質の高い行政サービスを提供していきます。

また、行政課題に迅速・柔軟に対応するため、組織のスリム化を図り、分かりやすい組織体制とすることで、財政の健全化にも寄与します。

さらに、市民等と連携することで、事務事業の見直しを行い、組織の効率化を図ります。

### イ 足腰の強い財政運営：行政運営を変える（財産の改革）

目前に迫る厳しい財政状況に耐え、社会情勢の変化や行政課題に柔軟に対応し、市民ニーズに呼応した行政サービスを提供するためには、その基礎となる財政基盤を確かなものにすることが不可欠です。

削減するだけでなく、行政改革により捻出した資源の有効活用により、行政サービスの質の維持向上を図ります。

また、財政の健全化を進めることで、持続可能な行政運営を実現します。

さらに、民間活力を生かすことで、既存の行政サービスを維持しながら歳出の縮減を図ります。

### ウ サービス提供の役割分担：公共的サービスのあり方を変える（業務の改革）

行政サービスの維持向上につながる業務改善のため、公共的サービスの担い手として期待される市民等との協働・連携を推進し、多様な主体とのパートナーシップを構築すると同時に、行政の担うべき役割の重点化を図ります。

市民等との協働により、質の高い行政サービスの提供を図ります。

また、「民間でできることは民間で」という考えのもと、指定管理者制度の導入等を進めることで、経費削減と行政サービスの維持向上をめざします。

さらに、サービス提供の役割を明確化することで、行政はもちろん市民等にも意識変革又は自主自立の機運を促し、人材の育成や地域活性化へつなげていきます。



## 5 大綱の推進計画

第3次大綱の基本目標を実現するために次の計画等を推進計画として位置付けます。

推進計画は、短期間での優先的な取組が求められる重点項目を絞り込んで、策定することとします。なお、第2次プランにおいて取り組んでおり、目標を達成できていない計画等については、引き続き対象とし、早期の達成をめざします。

また、計画の策定に当たっては、重点取組項目の抽出、達成目標の設定など、各担当部局との調整を行い、庁内での合意形成を図りながら、実施段階での確実な進捗を図ります。

### 【魚沼市定員適正化計画】

本市においては、これまでも定員適正化計画を策定し、職員数の縮減を図ってきたところですが、類似団体と比較して未だ職員数が多い状況にあります。今後も引続き職員数の適正化を図り、人件費の抑制に努めるとともに、行政サービスへの要望の高度化・多様化及び権限委譲等による業務量の増加・複雑化に対し、適正な人員の配置、効率的で市民に分かりやすい組織の構築に努め、行政課題に迅速・的確・柔軟に対応していきます。

### 【魚沼市財政計画】

将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、歳出削減や自主財源の確保に努め、財政の健全化を図ります。

これにより、今後の財政の硬直化を回避し、また少子高齢化の進行や人口減少社会の到来等による財政需要の増加や、景気低迷などの経済情勢の不測の変化にも柔軟に対応できる、足腰の強い持続可能な財政構造への転換を図ります。

## 【魚沼市公共施設等総合管理計画】

本市においては、これまでも第2次プランにおいて、個別施設ごとに「魚沼市温泉等施設再編計画」、「魚沼市体育施設再編計画」、「魚沼市子育て支援業務中期計画」、「魚沼市公園・広場等再編計画」等の再編計画を策定し、公共施設の縮減を図ってきたところですが、類似団体と比較して未だ延床面積が多い状況にあります。また、今後の財政状況や施設の老朽化対策等から、さらなる公共施設の再編も急務となっています。

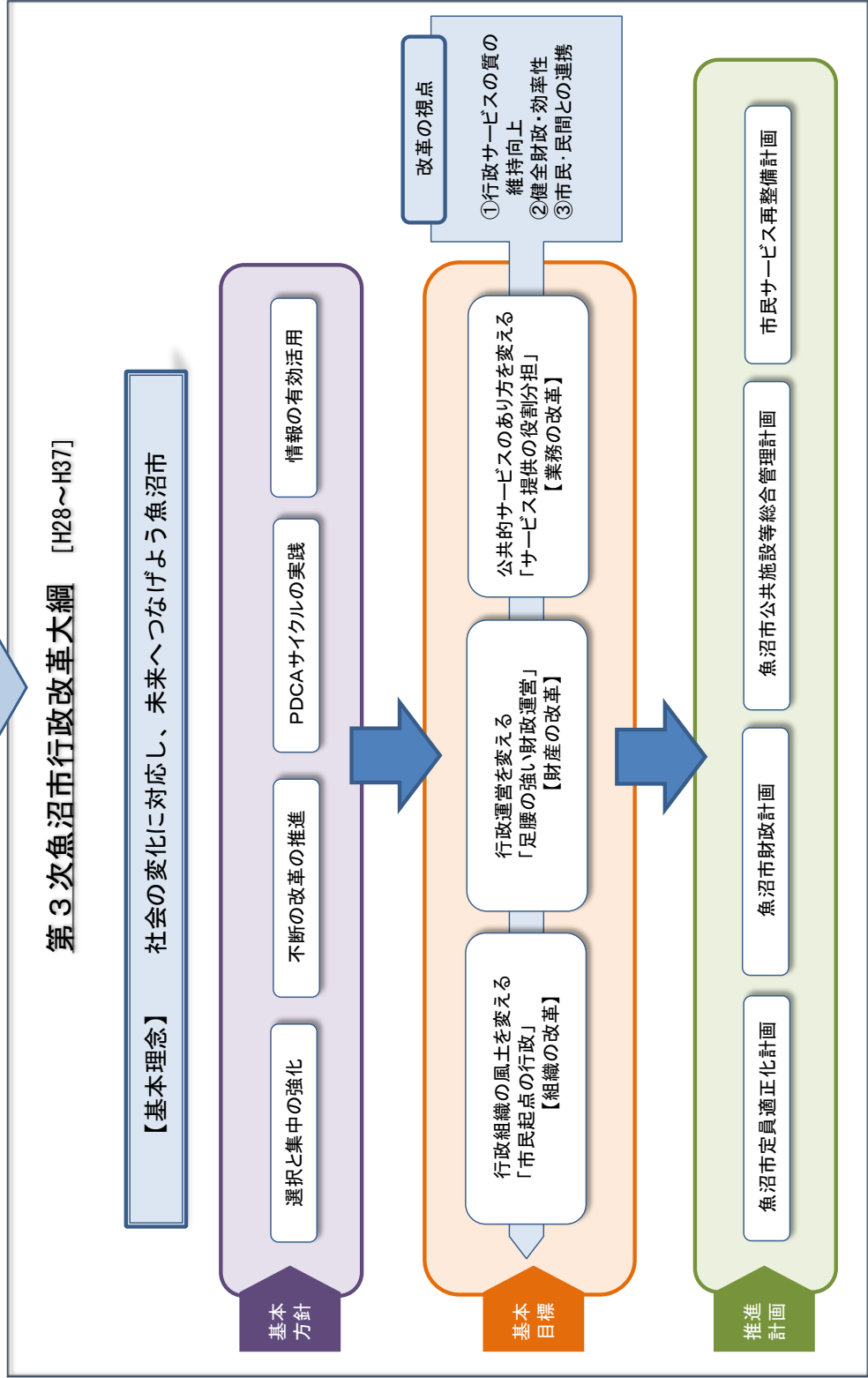
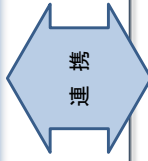
そこで、これまで個別に実施してきた施設の再編整備を、市全体の施設を総合的に管理する方針に改め、効率的で効果的な公共施設の運営や維持管理を行うため、総合的な視点から施設の有効活用、再配置、処分等を推進します。

## 【魚沼市市民サービス再整備計画】

これまで進めてきた市民主体のまちづくりを一層広め、市民協働のシステムを確立するとともに、「民間でできることは民間で」「地域でできることは地域で」「自分でできることは自分で」とする考えに基づき、市民自らが主体的に考え行動する地域社会の実現をめざします。あわせて、事務事業のサービス水準のあり方を整理し、民間や地域の活力を活用し、行政のスリム化を図ります。

第3次魚沼市行政改革大綱 体系図

第二次魚沼市総合計画 [H28～H37]



## 6 行政改革の推進体制

### (1) 庁内組織

#### ア 行政改革推進本部

副市長を本部長に、各課長等により構成し、行政改革に係る政策調整機能を備え、行政改革大綱策定及び進行管理を行います。

#### イ 行政改革推進調整会議（仮称）

企画政策課長を座長に、総務課、財政課、北部振興事務所、土木課の課長等により構成し、行政改革推進本部会議に付議すべき事案の審議を行います。

#### ウ 各担当課

各課の所掌事務に関し、行政改革の方策や推進計画の策定を検討し、推進計画を実行します。なお、推進計画の実行に当たっては、関係課等及び事務局と連携して取り組みます。

#### エ 事務局

企画政策課企画政策室とします。

### (2) 市民協働

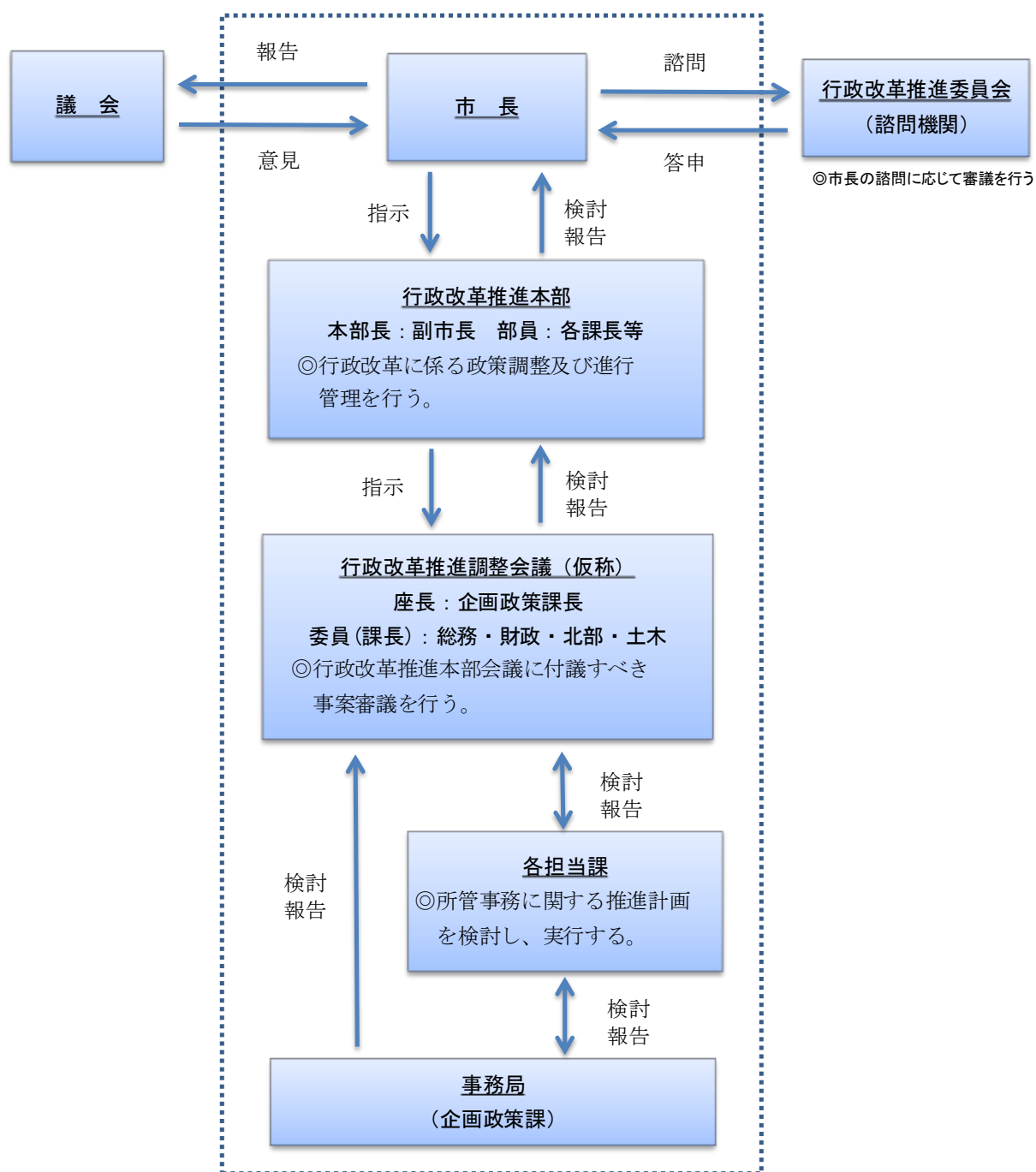
第3次大綱の推進にあたっては、市民の理解と協力を得ながら、市民とともに改革を進めていかなければなりません。そのため、市報やホームページのみならず、コミュニティFMなど様々な媒体を活用した情報提供に努めることにより、改革の進捗状況や成果を市民にしっかりと説明し、それらに対して意見等をいただくなどして、情報共有を行いながら相互理解を深めていくこととします。

また、市民により構成する「魚沼市行政改革推進委員会」への諮問等を通じて、公平公正な改革を推進します。

### (3) 議会

第3次大綱の推進にあたっては、議会の理解と協力も必要です。改革の進捗状況や成果を随時報告し、情報共有を行いながら相互理解を深めていくこととします。

#### 【行政改革推進体制図】



「第3次魚沼市行政改革大綱」  
(平成28年2月策定)

[編集] 魚沼市行政改革推進本部  
(事務局) 魚沼市企画政策課

〒946-8511 新潟県魚沼市大沢 213 番地 1

T E L : 025-792-1425

F A X : 025-793-1016

E-mail : [kikaku@city.uonuma.niigata.jp](mailto:kikaku@city.uonuma.niigata.jp)